

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町

合 併 協 議 会

第 5 回総務・企画・議会小委員会

日時　：　平成 1 4 年 8 月 1 2 日(月)

場所　：　峰山町役場 2 階大会議室

次 第

1 開会

2 議題

(1) 協議第 1 号 (継続協議) 6 議会議員の定数及び任期の取り扱いに関すること

(2) 協議第 2 号 19 - 9 電算システムの取扱い

(3) 協議第 3 号 21 - 8 指定統計事務の取扱い

(4) 協議第 4 号 21 - 17 財政事務の取扱い

(5) 次回の議題について
協定項目の協議について

(6) 次回の小委員会の日程

第 6 回総務・企画・議会小委員会

日程 平成 14 年 9 月 12 日(木) 午前 9 時 30 分

場所 丹後町役場第 4 会議室

3 その他

協議第2号

19-9 電算システムの取扱い

総務・企画・議会小委員会

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(1)

合併協定項目	19-9 電算システムの取扱いに関すること					整理番号	19-9-1-1		専門部会名	企画財政部会		
分類	1 行政情報システム					分科会名	電算分科会					
現 況												
項 目	峰 山 町		大 宮 町		網 野 町		丹 後 町		弥 栄 町		久 美 浜 町	
1 住民情報システム												
システム名称	TRY - X		TRY - X		TRY - X		TRY - X		TRY - X		TRY - X	
システム提供元	京都府町村会		京都府町村会		京都府町村会		京都府町村会		京都府町村会		京都府町村会	
接続機器台数	サーバ(本番用) 1台 (テスト用) 1台	サーバ(本番用) 1台 (テスト用) 1台	サーバ(本番用) 1台 (バックアップ用) 1台 (テスト用) 1台	サーバ(本番用) 1台 (バックアップ用) 1台 (テスト用) 1台	サーバ(本番用) 1台 (バックアップ用) 1台	サーバ(本番用) 1台 (バックアップ用) 1台	サーバ(本番用) 1台 (バックアップ用) 1台 (テスト用) 1台	サーバ(本番用) 1台 (バックアップ用) 1台 (テスト用) 1台	サーバ(本番用) 1台 (バックアップ用) 1台	サーバ(本番用) 1台 (バックアップ用) 1台	サーバ(本番用) 1台 (バックアップ用) 1台	サーバ(本番用) 1台 (バックアップ用) 1台
	クライアント 28台	クライアント 19台	クライアント 1台	クライアント 45台	クライアント 5台	クライアント 5台	クライアント 1台	クライアント 21台	クライアント 21台	クライアント 1台	クライアント 19台	クライアント 19台
	プリンタ 3台	プリンタ 15台	クライアント 45台 プリンタ 11台	クライアント 45台 プリンタ 11台	プリンタ 2台	プリンタ 2台	クライアント 21台 プリンタ 10台	クライアント 21台 プリンタ 10台	クライアント 21台 プリンタ 10台	クライアント 21台 プリンタ 10台	プリンタ 4台	プリンタ 4台
サブシステム、導入時期	住民記録 平成14年1月 印鑑登録 平成14年1月 国民年金 平成14年1月 児童手当 平成14年1月	住民記録 平成12年10月 国民健康保険 平成12年10月 国民年金 平成12年10月 印鑑登録 平成12年12月 児童手当 平成13年4月 保育所保育料 平成13年4月 老人保健 平成13年4月 医療給付 平成13年4月 住登外・宛名 平成12年10月 住民税 平成13年4月 軽自動車税 平成13年4月 固定資産税 平成13年4月 収納 平成13年4月 上・簡易水道 平成13年4月 農業集落排水 平成13年10月	住民記録 平成11年10月 国民健康保険 平成11年10月 国民年金 平成12年4月 印鑑登録 平成11年10月 児童手当 平成12年6月 保育所保育料 平成12年4月 幼稚園保育料 平成13年4月 老人保健 平成13年4月 医療給付 平成12年4月 住登外・宛名 平成11年10月 住民税 平成12年2月 軽自動車税 平成12年4月 固定資産税 平成12年4月 収納 平成12年4月 滞納管理 平成14年6月 上・簡水道 平成12年4月 下水道 平成13年4月	住民記録 平成14年5月 印鑑登録 平成14年5月	住民記録 平成14年5月 印鑑登録 平成14年5月	住民記録 平成14年5月 印鑑登録 平成14年5月	住民記録 平成13年12月 国民健康保険 平成13年12月 国民年金 平成13年12月 印鑑登録 平成13年12月 児童手当 平成13年12月 保育所保育料 平成14年2月 老人保健 平成13年12月 医療給付 平成13年12月 住登外・宛名 平成13年12月 住民税 平成13年12月 軽自動車税 平成13年12月 固定資産税 平成13年12月 収納 平成14年4月 滞納管理 平成14年4月 上下水道 平成14年2月 総合窓口支援 平成14年3月	住民記録 平成13年12月 国民健康保険 平成13年12月 国民年金 平成13年12月 印鑑登録 平成13年12月 児童手当 平成14年4月 保育所保育料 平成14年1月 老人保健 平成14年4月 医療給付 平成14年4月 住登外・宛名 平成13年12月 住民税 平成14年1月 軽自動車税 平成14年1月 固定資産税 平成14年1月 収納 平成14年4月	住民記録 平成13年12月 国民健康保険 平成13年12月 国民年金 平成13年12月 印鑑登録 平成13年12月 児童手当 平成14年4月 保育所保育料 平成14年1月 老人保健 平成14年4月 医療給付 平成14年4月 住登外・宛名 平成13年12月 住民税 平成14年1月 軽自動車税 平成14年1月 固定資産税 平成14年1月 収納 平成14年4月	住民記録 平成13年12月 国民健康保険 平成13年12月 国民年金 平成13年12月 印鑑登録 平成13年12月 児童手当 平成14年4月 保育所保育料 平成14年1月 老人保健 平成14年4月 医療給付 平成14年4月 住登外・宛名 平成13年12月 住民税 平成14年1月 軽自動車税 平成14年1月 固定資産税 平成14年1月 収納 平成14年4月	住民記録 平成13年12月 国民健康保険 平成13年12月 国民年金 平成13年12月 印鑑登録 平成13年12月 児童手当 平成14年4月 保育所保育料 平成14年1月 老人保健 平成14年4月 医療給付 平成14年4月 住登外・宛名 平成13年12月 住民税 平成14年1月 軽自動車税 平成14年1月 固定資産税 平成14年1月 収納 平成14年4月	
根拠条例・要綱・規則等												

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(2)

合併協定項目	19-9 電算システムの取扱い	整理番号	19-9-1-1	専門部会名	企画財政部会
分類	1 行政情報システム	分科会名	電算分科会		
課 題			調 整 結 果		
<p>1 住民情報システム</p> <p>住民情報システムについては、6町とも京都府町村会が提供するTRY-Xを使用しているが、合併に伴いシステムの一体性と自治体規模に適合した仕様が必要になる。また、サブシステムにおいては、その採用の有無に差異があるため、一元化する必要がある。</p>			<p>(案)</p> <p>住民情報システムについては、現在6町が使用しているTRY-Xをそのまま継続して使用することとする。</p> <p>住民生活に直接関係する住民記録及び、税、各種資格管理等の業務については、合併までにシステムの一体化を図るとともに、新しい自治体規模に適合した仕様への改善を行い、円滑にサービスが提供できるよう、万全の準備を行う。また、サブシステムにおいては、各業務の調整に沿って仕様の改善を行うとともに、必要となるシステムを採用するものとする。</p> <p>(理由)</p> <p>現在、6町は同じシステムを使用しているため、膨大な量となるデータ部分の仕様については、一定のルールで統一されている。その結果、電算システムの統合に必要なデータ仕様の調整については、改めて行う必要が無いので、システム統合に要する期間を短縮することができる。</p> <p>さらに、新システムを導入するより、現行システムを改修した方が、費用を低く抑えることができる。</p>		
			小委員会確認期日		協議会確認期日

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(1)

合併協定項目	19-9 電算システムの取扱いに関すること				整理番号	19-9-1-2		専門部会名	企画財政部会					
分類	1 行政情報システム				分科会名	電算分科会								
項目		峰山町		大宮町		網野町		丹後町		弥栄町		久美浜町		
2 財務情報システム	システム名称		町村会財務会計システム		町村会財務会計システム		町村会財務会計システム		PORIS/ (平成14年度中に町村会財務会計システムを導入。)		町村会財務会計システム		町村会財務会計システム	
	システム提供元		京都府町村会		京都府町村会		京都府町村会		ケーケーシー情報システム (京都府町村会)		京都府町村会		京都府町村会	
	接続機器台数		サーバ 1台 クライアント 70台 プリンタ 15台	サーバ 1台 クライアント 18台 プリンタ 14台	サーバ 1台 クライアント 125台 プリンタ 26台	オフコン 1台 クライアント 14台 プリンタ 11台	サーバ 1台 クライアント 80台 プリンタ 18台	サーバ 1台 クライアント 21台 プリンタ 14台						
	サブシステム、導入時期		予算編成 平成14年1月 予算執行 平成14年1月 決算統計 平成11年5月 起債管理 平成12年10月	予算編成 平成14年2月 予算執行 平成14年4月 決算統計 平成11年5月 起債管理 平成13年10月	予算編成 平成14年2月 予算執行 平成12年4月 決算統計 平成10年5月 起債管理 平成12年10月	予算編成 平成3年12月 予算執行 平成4年4月 決算統計 平成10年5月 起債管理 平成3年4月	予算編成 平成13年11月 予算執行 平成14年4月 決算統計 平成10年5月 起債管理 平成12年10月	予算編成 平成13年12月 予算執行 平成14年4月 決算統計 平成13年4月 起債管理 平成13年4月						
	根拠条例・要綱・規則等													

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(2)

合併協定項目	19-9 電算システムの取扱い	整理番号	19-9-1-2	専門部会名	企画財政部会
分類	1 行政情報システム	分科会名	電算分科会		
課 題			調 整 結 果		
<p>2 財務情報システム 新市の自治体規模および、組織・事務機構に適したシステムが必要になる。</p>			<p>(案) 町村会財務会計システムを改修し、新市に移行する。</p> <p>(理由) システムの新規導入には多額の経費を要することから、現行システムの改修によってできる限り対応していくことが適切と考える。</p>		
			小委員会確認期日		協議会確認期日

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(1)

合併協定項目	19-9 電算システムの取扱いに関すること			整理番号	19-9-2-1	専門部会名	企画財政部会
分類	2 行政情報インフラの状況			分科会名	電算分科会		
項目	現			況			
項目	峰山町	大宮町	網野町	丹後町	弥栄町	久美浜町	
1 ネットワークの整備状況 庁内LANの状況							
・構築時期	平成12年5月	基幹系 平成10年11月 情報系 平成12年7月	平成7年12月、 平成11年10月に再構築	平成13年8月	平成13年9月	平成10年12月 平成13年9月に再構築	
・通信速度	100Mbps	100Mbps	100Mbps	幹線 100Mbps 幹線~クライアント(無線) 11Mbps	100Mbps	100Mbps	
・接続機器数	サーバ 8台 高速プリンタ 1台 クライアント 108台 レーザープリンタ 17台	サーバ 21台 高速プリンタ 1台 クライアント 102台 レーザープリンタ 29台	サーバ 12台 高速プリンタ 2台 クライアント 168台 レーザープリンタ 30台	サーバ 9台 高速プリンタ 1台 クライアント 107台 レーザープリンタ 24台	サーバ 12台 高速プリンタ 1台 クライアント 110台 レーザープリンタ 27台	サーバ 13台 高速プリンタ 2台 クライアント 115台 レーザープリンタ 26台	
外部施設との接続状況							
・接続施設	2か所 (中央公民館、福祉センター)	8か所 (各保育所)	8か所 (給食センター、し尿処理場、 浄水場、保育所、小学校、 中学校、塵芥処理場)	12か所 (保健センター、診療所、 保育所、小学校)	11か所 (保育所、小学校、中学校)	2か所 (教育委員会、保健福祉課・久 美浜病院)	
・接続方法	無線LAN	INS64	自営光ファイバ(100Mbps)、 INS64	INS64	無線LAN、INS64	無線LAN	
・接続機器数	15台	8台	24台	12台	17台	25台	
根拠条例・要綱・規則等							

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(2)

合併協定項目	19-9 電算システムの取扱い	整理番号	19-9-2-1	専門部会名	企画財政部会
分類	2 行政情報インフラの状況	分科会名	電算分科会		
課 題			調 整 結 果		
<p>1 ネットワークの整備状況 6町とも庁内LANは構築済みであるが、その仕様に若干の差異がある。</p>			<p>(案) 庁内LANについては、基本的には現行のまま新市へ移行することとするが、新市における組織・事務機構に併せた調整を行う。 また、外部施設との接続については、基本的に現行のまま新市へ移行し、今後の地域イントラ等のネットワーク整備に沿って改善を図る。</p> <p>(理由) 庁内LANでは、6町で細部にわたる差異はあるが、新たに全町の庁内LANを再構築するためには多くの経費を要するため、現行の庁内LANを利用してネットワークを構築することが適切と考えられる。なお、庁内LANについては組織・事務機構に関連するため、新市における組織・事務機構に併せたLANを構築しなければならないので、新市に移行後もさらに調整を要するものと考えられる。</p>		
小委員会確認期日			協議会確認期日		

協議第3号

21-8 指定統計事務の取扱い

総務・企画・議会小委員会

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(1)

合併協定項目	21-8 指定統計事務の取扱い		整理番号		専門部会名	企画財政部会
分類	1 統計事務		分科会名	企画分科会		
現 況						
項 目	峰 山 町	大 宮 町	網 野 町	丹 後 町	弥 栄 町	久 美 浜 町
1 統計調査員の候補者の推薦	統計調査員名簿により候補者を推薦	同左	同左	同左	同左	同左
2 統計調査員に対する指導	調査員説明会の実施	同左	同左	同左	同左	同左
3 統計調査員の身分を示す証票の交付	統計調査員証の交付	同左	同左	同左	同左	同左
4 統計調査員の報酬及び費用の交付	統計調査員の報酬の計算と支払い事務	同左	同左	同左	同左	同左
5 調査区の設定及び修正	調査区の設定と修正事務	同左	同左	同左	同左	同左
6 調査票の配布	調査員説明会で配布	同左	同左	同左	同左	同左
7 調査票の収集	調査票の収集	同左	同左	同左	同左	同左
8 調査票の審査	調査票の審査	同左	同左	同左	同左	同左
9 調査票への必要事項の記入	調査票への必要事項の記入事務	同左	同左	同左	同左	同左
10 調査票の送付	調査票の送付	同左	同左	同左	同左	同左
根拠条例・要綱・規則等	統計法施行令	同左	同左	同左	同左	同左

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(2)

合併協定項目	21-8 指定統計事務の取扱い	整理番号	専門部会名	企画財政部会
分類	1 統計事務			企画分科会
課 題		調 整 結 果		
なし		(案) 現行のまま、新市に継承する。 (理由) 法令に基づく事務事業のため、新市においても同一業務を行うことによる		
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 指定統計 国勢調査 事業所・企業統計 住宅・土地統計 就業構造基本調査 全国消費実態調査 全国物価統計 サービス業基本統計 学校基本調査 農林業センサス 漁業センサス 工業統計調査 商業統計 等々 </div>		小委員会確認期日 協議会確認期日		

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書（ 1 ）

合併協定項目	21-8 指定統計事務の取扱い		整理番号		専門部会名	企画財政部会
分類	1 統計事務				企画分科会	
現 況						
項 目	峰 山 町	大 宮 町	網 野 町	丹 後 町	弥 栄 町	久 美 浜 町
11 他の市町村長との連絡	他の市町村長への連絡	同左	同左	同左	同左	同左
12 統計調査員に対する調査票の用紙等の送付	調査員説明会に配布	同左	同左	同左	同左	同左
13 広報に関する事務	町広報誌により周知	同左	同左	同左	同左	同左
14 知事に対する調査に関する事務の実施状況報告	調査に関する事務の実施状況報告	同左	同左	同左	同左	同左
15 関係書類の送付	関係書類の送付事務	同左	同左	同左	同左	同左
16 書類の作成及び保管	関係書類の作成と保管事務	同左	同左	同左	同左	同左
<p>統計法施行令 (昭和三十二年五月三十一日政令第百三十号) (地方公共団体が処理する事務)</p> <p>第八条 政府が行う指定統計調査に関する事務のうち、別表第一の第一欄に掲げる指定統計に係るものについてはそれぞれ同表の第二欄に掲げる当該事務の区分に応じ都道府県知事が同表の第三欄に掲げる事務を、市町村長(特別区の長を含む。以下同じ。)が同表の第四欄に掲げる事務を行うこととし、別表第二の上欄に掲げる指定統計に係るものについてはそれぞれ同表の中欄に掲げる当該事務の区分に応じ都道府県知事が同表の下欄に掲げる事務を行うこととし、別表第三の第一欄に掲げる指定統計に係るものについてはそれぞれ同表の第二欄に掲げる当該事務の区分に応じ都道府県の教育委員会が同表の第三欄に掲げる事務を、市町村(特別区を含む。以下同じ。)の教育委員会が同表の第四欄に掲げる事務を行うこととし、別表第四の第一欄に掲げる指定統計に係るものについてはそれぞれ同表の第二欄に掲げる当該事務の区分に応じ都道府県知事が同表の第三欄に掲げる事務を、都道府県の教育委員会が同表の第四欄に掲げる事務を、市町村長が同表の第五欄に掲げる事務を、市町村の教育委員会が同表の第六欄に掲げる事務を行うこととし、別表第五の第一欄に掲げる指定統計に係るものについてはそれぞれ同表の第二欄に掲げる当該事務の区分に応じ都道府県知事が同表の第三欄に掲げる事務を、都道府県の教育委員会が同表の第四欄に掲げる事務を、市町村の教育委員会が同表の第五欄に掲げる事務を行うこととする。</p> <p>2 前項の規定により都道府県又は市町村が行うこととされている事務(統計調査員の設置に関する事務、都道府県知事に対する統計調査員の候補者の推薦に関する事務、統計調査員の身分を示す証票の交付に関する事務並びに統計調査員の報酬及び費用の交付に関する事務並びにこれらの事務に附帯する事務を除く。)は、地方自治法(昭和三十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。</p> <p>3 第一項の規定により市町村が行うこととされている事務のうち、都道府県知事に対する統計調査員の候補者の推薦に関する事務、統計調査員の身分を示す証票の交付に関する事務並びに統計調査員の報酬及び費用の交付に関する事務並びにこれらの事務に附帯する事務は、地方自治法第二条第九項第二号に規定する第二号法定受託事務とする。</p>						
根拠条例・要綱・規則等	統計法施行令	同左	同左	同左	同左	同左

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(2)

合併協定項目	21-8 指定統計事務の取扱い	整理番号		専門部会名	企画財政部会
分類	1 統計事務				企画分科会
課 題			調 整 結 果		

協議第4号

21-17 財政事務の取扱い

総務・企画・議会小委員会

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(1)

合併協定項目	21 その他必要な事項に関すること	整理番号	21-17-1	専門部会名	企画財政部会	
分類	17 財政事務の取扱い	分科会名	財政分科会			
		現 況				
項 目	峰 山 町	大 宮 町	網 野 町	丹 後 町	弥 栄 町	久 美 浜 町
1 一般会計以外の会計 特別会計	国民健康保険特別会計 老人保健特別会計 介護保険特別会計 廃棄物広域処理特別会計 工業用地造成事業特別会計 宅地造成事業特別会計 峰山財産区特別会計 五箇財産区特別会計 小規模水道事業特別会計	国民健康保険特別会計 老人保健特別会計 介護保険特別会計 簡易水道特別会計 農業集落排水事業特別会計 国民健康保険 直営大宮診療施設助定 直営五十河診療施設助定	国民健康保険事業特別会計 老人保健特別会計 介護保険事業特別会計 簡易水道事業特別会計 下水道事業特別会計	国民健康保険特別会計 国民健康保険特別会計(直営診療施設助定) 老人保健特別会計 介護保険特別会計 簡易水道特別会計 下水道事業特別会計 土地取得特別会計	国民健康保険事業特別会計 国民健康保険直営診療施設特別会計 老人保健事業特別会計 介護保険事業特別会計 簡易水道・下水道事業特別会計 老人保健施設事業特別会計	国民健康保険事業特別会計 老人保健事業特別会計 宅地造成事業特別会計 簡易水道事業特別会計 下水道事業特別会計 農業集落排水事業特別会計
企業会計	水道事業会計	水道事業会計	水道事業会計	水道事業会計	国民健康保険病院事業会計	国民健康保険久美浜病院事業会計
根拠条例・要綱・規則等						

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(2)

合併協定項目	21 その他必要な事項に関すること	整理番号	21-17-1	専門部会名	企画財政部会
分類	17 財政事務の取扱い	分科会名	財政分科会		
課 題			調 整 結 果		
<p>1 一般会計以外の会計 特別会計 会計の種類に差異がある。</p> <p>企業会計 会計の種類に差異がある。</p>			<p>(案) 法令に準拠し、特別会計、企業会計を設置する。</p>		
			小委員会確認期日		協議会確認期日

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(1)

合併協定項目	2 1	その他必要な事項に関すること	整理番号	2 1 - 1 7 - 2	専門部会名	企画財政部会
分類	1 7	財政事務の取扱い	分科会名	財政分科会		
現 況						
項 目	峰 山 町	大 宮 町	網 野 町	丹 後 町	弥 栄 町	久 美 浜 町
2 財政状況の公表 公表の方法 ・時期 ・公表方式	5月、11月 公告式による 【5月】 前年10月1日から翌年3月31日までの ・歳入歳出予算の執行状況 ・財産、地方債及び一時借入金の現在高 ・住民の負担の概況 ・公営事業の経理の状況 ・その他財政に関する事項 【11月】 4月1日から9月30日までの ・歳入歳出予算の執行状況 ・財産、地方債及び一時借入金の現在高 ・住民の負担の概況 ・公営事業の経理の状況 ・その他財政に関する事項 ・前年度の決算の概況 (予算・決算概要は、別途4月・11月広報紙)	5月、11月 公告式による 【5月】 3月31日現在の ・歳出各款ごとの予算の使用状況 ・歳入各款ごとの収入状況 ・財産、公債及び一時借入金の現在高 ・各税目ごとの町税の徴収状況 ・その他町長が必要と認める事項 【11月】 9月30日現在の ・歳出各款ごとの予算の使用状況 ・歳入各款ごとの収入状況 ・財産、公債及び一時借入金の現在高 ・各税目ごとの町税の徴収状況 ・その他町長が必要と認める事項 ・前年度の決算の概況 (予算・決算概要は、別途4月・11月広報紙) 5月 「わかりやすい予算書」全戸配布	5月、11月 公告式による 【5月】 前年10月1日から翌年3月31日までの ・歳入歳出予算の執行状況 ・財産、地方債及び一時借入金の現在高 ・その他町長において必要と認める事項 【11月】 4月1日から9月30日までの ・歳入歳出予算の執行状況 ・財産、地方債及び一時借入金の現在高 ・その他町長において必要と認める事項 ・前年度の決算の概況 町広報紙 (条例上は年2回だが、5月は未実施)	10月、2月 【10月】 ・前月末における歳出各款毎の予算の使用状況 ・前月末における歳入各款毎の収入状況 ・前月末における財産、公債及び一時借入金の現在高 ・前月末各税目毎の町税徴収状況 ・年度内における未予算化の事業及びその財源見込 【2月】 実際は4月 ・前月末における歳出各款毎の予算の使用状況 ・前月末における歳入各款毎の収入状況 ・前月末における財産、公債及び一時借入金の現在高 ・前月末各税目毎の町税徴収状況 ・年度内における未予算化の事業及びその財源見込 町広報紙による公表	5月、11月 公告式による 【5月】 前年10月1日から翌年3月31日までの ・歳入歳出予算の執行状況 ・財産、地方債及び一時借入金の現在高 ・住民の負担の概況 ・公営事業の経理の状況 ・その他財政に関する事項 【11月】 4月1日から9月30日までの ・歳入歳出予算の執行状況 ・財産、地方債及び一時借入金の現在高 ・住民の負担の概況 ・公営事業の経理の状況 ・その他財政に関する事項 ・前年度の決算の概況	5月、11月 公告式による 【5月】 3月31日現在の 歳出各款ごとの予算の使用状況 歳入各款ごとの収入状況 財産、公債及び一時借入金の現在高 各税目ごとの町税の徴収状況 その他町長が必要と認める事項 【11月】 9月30日現在の 歳出各款ごとの予算の使用状況 歳入各款ごとの収入状況 財産、公債及び一時借入金の現在高 各税目ごとの町税の徴収状況 その他町長が必要と認める事項 及び前年度の決算 (予算・決算概要は、別途4月・11月広報紙)
根拠条例・要綱・規則等	峰山町財政状況の公表に関する条例	大宮町財政状況の公表に関する条例	網野町財政状況の公表に関する条例	丹後町財務条例	弥栄町財政状況の公表に関する条例	久美浜町財政状況の公表に関する条例

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(2)

合併協定項目	2 1 その他必要な事項に関すること	整理番号	2 1 - 1 7 - 2	専門部会名	企画財政部会
分類	1 7 財政事務の取扱い	分科会名	財政分科会		
課 題			調 整 結 果		
2 財政状況の公表 公表の方法 公表時期及び方法、内容に差異がある。			(案) 公表の時期は5月と11月。 公表の方法は公告式とする。 公表する内容は、 (1) 歳入歳出予算の執行状況 (2) 財産、地方債および一時借入金の現在高 (3) 住民の負担の状況 (4) その他首長において必要と認める事項 とする。 また、大宮町の例による「わかりやすい予算書」などの住民向けへの財政状況広報については、内容及び取り扱いを 新市において検討する。 (理由) 公表する内容については地方自治法に準拠した内容が適正と考えられるため。		
			小委員会確認期日		協議会確認期日